

高齢者福祉制度ガイド (令和4年4月現在)

高知市高齢者支援課 電話:088-823-9441 (〒780-8571 高知市本町5丁目1-45)本庁舎2階

地域内	事業名	事業内容	所費不納	認定なし	要支援					要介護					対象者	自己負担または支給額	申し込みまたは連絡先
					1	2	1	2	3	4	5						
地域内	宅老所	高齢者等の交流の場で、市内各所(裏面に一覧表あり)でレクリエーションや地域交流活動等を行っています。													高知市に住居を有し、身辺の自立がおおむねできている65歳以上の高齢者	各宅老所により異なります。 ※参考 各利用料の上限額 半日利用250円、昼食450円、入浴200円	各宅老所にお問い合わせください(裏面参照)
用具購入助成	家族介護用品支給	在宅高齢者等の介護者である家族に、紙オムツなどの介護用品代として「家族介護用品引換券」を支給します。	有											次のすべてに該当する介護者の方 ① 要介護3～5と認定された方と介護者が同居し、同一住所であること (要介護3の方は、排尿排便に介助見守りを要する方に限る) ② 要介護者、介護者、これらの方と同居している方が市町村民税非課税であること ③ 要介護者が生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けていないこと ④ 要介護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による日常生活用具の給付を受けていないこと ※上記③、④に該当される方は別制度を利用していただくこととなりますのでご相談ください	要介護3は月額5,000円分 要介護4～5は月額8,000円分	※ 申請手続きはケアマネジャー又は地域包括支援センター、出張所が代行できます。下記ルートでご相談ください。	
	老人日常生活用具給付(入浴補助用具)	日常生活用具を給付します。 品目:入浴補助用具(滑り止めマット)	有											次の全てに該当する方 ① 要介護認定をお持ちの方 ② 入浴動作に見守りや介助が必要な方 ③ 市町村民税非課税世帯の方 ④ 要介護認定における主治医意見書及び認定調査票において入浴動作に見守り又は介助が必要とされた方 ※下肢又は体幹機能障害(もしくは平衡機能障害)で身体障害者手帳をお持ちの方は、別制度をご利用いただくこととなりますのでご相談ください	基準額:20,000円 自己負担:購入費の1割(基準額内) ※生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は、基準額内であれば自己負担なし。	※ 申請手続きはケアマネジャー(又は地域包括支援センター、出張所)に相談する	
	老人日常生活用具給付(防火用品)	防火関係の用具を給付します。 品目:電磁調理器・火災警報器・自動消火器	有												次の全てに該当する方 ① 要介護認定をお持ちの方 ② 認知機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要と認められるひとり暮らしの方 ③ 市町村民税非課税世帯の方 ④ 要介護認定における主治医意見書及び認定調査票において認知機能低下に伴い防火等の配慮が必要とされるひとり暮らしの方 ※身体障害者手帳の総合等級1～2級の方は、別制度をご利用いただく可能性がありますのでご相談ください	基準額:21,000円+15,500円+28,700円 自己負担:購入費の1割(基準額内) ※生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は、基準額内であれば自己負担なし。	③ ケアマネジャーが高齢者支援課に申請する
	老人日常生活用具給付(徘徊探知機)	認知症高齢者等が徘徊した場合に、早期に発見し、その居場所を家族などに伝える機器を購入する場合に、初期導入費用の一部を助成します。													次のすべてに該当する方を介護する家族の方 ① 市内に住所があり、在宅で生活しているおおむね65歳以上の方 ② 要介護認定における主治医意見書及び認定調査票において認知症又は認知機能の低下があるため徘徊行動を有すると認められる方 ③ 要介護認定をお持ちの方	初期導入費用について、1万円を限度として助成します。導入後の費用は自己負担です。	※ 申請手続きはケアマネジャー(又は地域包括支援センター、出張所)に相談する
安全確認	緊急通報装置利用助成	民間の緊急通報装置を利用する場合に、助成金を交付します。												生活上不安のあるひとり暮らしの方のうち、おおむね65歳以上の方又は重度身体障害者	1ヶ月あたり418円(税込)を加算した額を限度として助成 ※生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方には、装置設置費用について11,000円(税込)を上限に助成します。	① お住いの地域の地域包括支援センター又は出張所に相談する	
食事	配食サービス	週7食を上限に、昼食や夕食を自宅に配達します。その際、異状があったときは関係機関への連絡等を行います。	※											ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等で、虚弱や心身の障害、傷病などのため自力で買物及び調理が困難な方	※自己負担は、世帯の市民税課税状況により異なります。 自己負担:低所得等の方1食448円(税込) 自己負担:上記以外の方1食502円(税込)	② 地域包括支援センター又は出張所が高齢者支援課に申請する	
生活衛生	訪問理美容サービス	理・美容師が、ご自宅を訪問して理・美容サービスの提供を行う際の出張費用を助成します。	有											次の①又は②に該当し、理・美容院でサービスを受けることが困難な方で、市町村民税非課税世帯の方 ① 要介護3～5と認定された方 ② 身体障害者手帳1～2級の方	理・美容師の出張費として、利用券(年度内2枚)を支給します。 理・美容料金(カット・カラー等)は自己負担です。		
	寝具洗濯乾燥消毒サービス	業者がご自宅を訪問し、布団等をお預かりしてクリーニングします。	有											次の①又は②に該当し、寝具の衛生管理が困難な世帯(ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯など)の方で、市町村民税非課税世帯の方 ① 要介護4～5と認定された方 ② 身体障害者手帳1～2級の方	利用券(年度内2枚)を支給します。 自己負担:1回600円 ※生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は自己負担はありません。		
住宅改修	住宅改修助成	介護保険の住宅改修に該当する工事について、介護保険住宅改修給付を超える工事費用の一部を助成します。												要支援1～2又は要介護1～5と認定された方 ※必ず改修前にご相談ください	助成額は、世帯の市民税課税状況により異なります。		
税控除	障害者控除認定	高知市では65歳以上要介護1～5の方に対し、身体障害者に準ずる者等として認定書を発行しています。この認定書を市県民税及び所得税の申告の際に提出していただくことで、障害者控除を受けることができます。												前年の12月31日現在、65歳以上で、要介護1～5の認定を受けている方	要介護1～2 障害者控除の対象者 要介護3～5 特別障害者控除の対象者 ※この認定基準は市町村毎に定められており、他市と基準が異なる場合があります。	高齢者支援課の窓口で本人またはご家族の方が申請してください。 ※郵送での申請もできます。	

A 要介護認定を条件とした制度(要介護認定を受けている方)

① 要介護認定を受ける

② ケアマネージャー(又は地域包括支援センター、出張所)に相談する

③ ケアマネージャーが高齢者支援課に申請する

B 要介護認定不要の制度

① お住いの地域の地域包括支援センター又は出張所に相談する

② 地域包括支援センター又は出張所が高齢者支援課に申請する